

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本食品衛生協会（以下「この法人」という）定款第5条から第8条の規定に基づき、会員及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類及び区分)

第2条 定款第5条第1項第1号から第2号の会員を次のとおりとする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会を希望する都道府県市の食品衛生協会

(2) 特別会員

1) 企業・団体会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する企業又は団体若しくはその代表者

2) 個人会員 この法人の事業を賛助するために入会を希望する個人

(会員名簿)

第3条 この法人に会員名簿を備え、会員の別に定める事項を記載し、その記載事項に変更があった場合にはすみやかに整理するものとする。

(入会申込書)

第4条 この法人の入会しようとする個人又は法人若しくは任意団体は、別に定める事項及び会員の種別を記載した入会申込書をこの法人に提出しなければならない。

(入会の可否)

第5条 理事会において入会を可決したときは、理事長はすみやかに会員名簿に登録し、本人にその旨通知する。

(会費)

第6条 定款第7条の会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。

(1) 正会員 総会で定める管内の食品の許可営業施設数の2分の1に40円を乗じて得た金額を年額の会費とする。

(2) 特別会員

1) 企業・団体会員 96,000円（年額）

2) 個人会員 3,600円（年額）

(会費の納入及び会費免除)

第7条 会員は、毎事業年度当初に年額の会費を納入しなければならない。

2 新たに入会した正会員は、入会の月にかかわらず1年分の会費を納入しなければならない。

- 3 新たに入会した特別会員は、入会の月から会員の種別に相当する会費を月割で納入しなければならない。
- 4 激甚災害により被災した会員については、理事会の承認を得て、当該年度会費の減免、もしくは次年度会費の減免を行うことができる。

(会費の用途)

第8条 前条の会費は、その50%以上60%以内を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものとする。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人の設立登記があった日（平成25年4月1日）から施行する。